

視覚障がいのあるお客さまの窓口振込手数料について

千葉県では、「障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進しております。

当組合においてもその一環として、視覚障がいのあるお客さまが窓口にて振込みをする際、手数料をＡＴＭにおける振込手数料と同額に引き下げさせていただきますのでご案内いたします。

〔振込手数料〕

現行

			他行	当組合 本支店間
窓 口	電信扱	3万円未満	630円	315円
		3万円以上	840円	525円
ＡＴＭ	3万円未満		420円	105円
	3万円以上		630円	315円

視覚障がいのあるお客さまの振込手数料

			他行	当組合 本支店間
窓 口	電信扱	3万円未満	420円	105円
		3万円以上	630円	315円

上記手数料にてご利用いただく場合には「障害者手帳」をご提示いただきます。